

第1章

第3期港北区地域福祉保健計画の策定にあたって

1 地域福祉保健計画とは

地域福祉保健計画は、「その地域に住む誰もが自分らしく安心して暮らせるまち」を目指し、地域住民と関係団体、行政、事業者等が連携して地域の福祉保健課題の解決に取り組み、助けあいや支えあいのある地域づくりを進める計画です。社会福祉法第107条の規定に基づき、各市町村が策定することとなっている地域福祉計画に位置づけられますが、横浜市では、福祉と保健の両分野の取組を一体的に推進するため、計画の名称を「地域福祉保健計画」としています。横浜市には市全体の計画である市地域福祉保健計画（＝市計画）と、区ごとに策定する区地域福祉保健計画（＝区計画）があります。

同様の計画として、全国社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画策定指針に基づいて策定・推進する「地域福祉活動計画」があります。この計画は、住民や各種施設、団体等が社会福祉協議会と協働し、民間サイドから福祉のまちづくりを進める活動・行動計画です。

地域の福祉保健を推進するこの2つの計画が相互に補完し、連携と役割分担をすることがより効果的かつ効率的な推進につながることから、港北区では第2期計画から、区計画である「港北区地域福祉保健計画」と区社協※が策定する「港北区地域福祉活動計画」を一体的に策定し、名称を「港北区地域福祉保健計画」に統一しました。

※「区社協」……本計画では横浜市港北区社会福祉協議会を「区社協」と略して表記します。

市計画・区計画の計画期間

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
市計画	第1期					第2期					第3期					第4期	
活動計画 (市社協)	第2次	第3次					第4次					第3期					第4期
区計画			第1期					第2期					第3期				
活動計画 (区社協)	第2次	第3次					第2期					第3期					



2 計画の位置づけ

ア

「横浜市中期4か年計画」 との関係

「横浜市中期4か年計画」（平成26～29年度）の基本政策「女性・子ども・若者・シニアの支援」「市民生活の安心・充実」の中の様々な施策が地域福祉保健計画の推進と関連しています。また施策の1つである「参加と協働による地域自治の支援」の中で、地域福祉保健計画の推進はその取組として位置づけられています。

イ

「長期ビジョン2025」 との関係

横浜市社会福祉協議会と18区社会福祉協議会では2025年という年に焦点を合わせて、横浜の地域福祉推進に向けて、両社会福祉協議会が果たすべき役割と取組を横浜市社協「長期ビジョン2025」としてまとめました。（平成25年策定）

第3期計画においては、この「長期ビジョン2025」に示す方針に基づき区社協の事業推進を行います。

ウ

福祉保健の分野別計画 との関係

横浜市には、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）」「横浜市障害者プラン（障害者基本法、障害者総合支援法）」「子ども・子育て支援事業計画（子ども子育て支援法）」「健康横浜21（健康増進法）」があります。（4ページ参照）

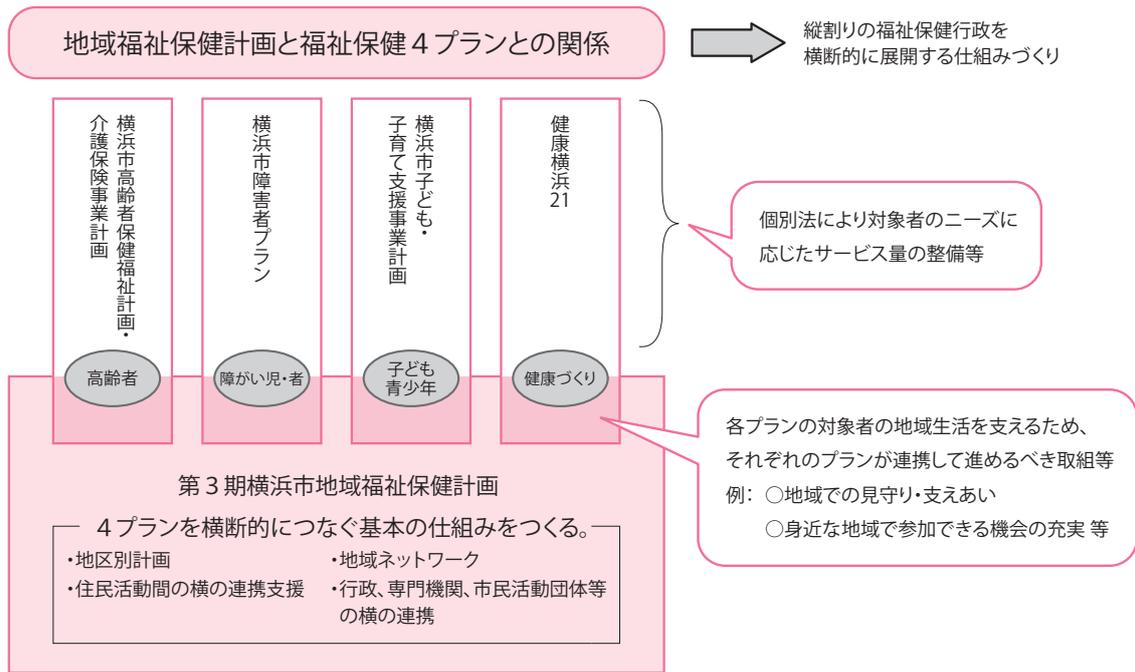
地域福祉保健計画は、各分野別計画に共通する理念や方針、地域で取り組む方向性などを明示し、それぞれの計画の対象者を含む住民全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。

エ

市計画・区計画 の関係

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画と18区の区計画で構成し、合わせて社会福祉法第107条の規定により市町村地域福祉計画と位置付けています。

政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービス提供や区民ニーズと地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区計画を策定し、区の特성에応じた取組を進めています。



【第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】（平成27年度～29年度）

（よこはま地域包括ケア計画）

<基本目標>

高齢者が地域で引き続き自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

【第3期横浜市障害者プラン】（平成27年度～32年度）

<基本目標>

自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、「安心」して「学び」「育ち」暮らしていくことができるまち ヨコハマを目指す

【横浜市子ども・子育て支援事業計画】（平成27年度～31年度）

～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～

<目指すべき姿>

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

【第2期健康横浜21】（平成25年度～34年度）

<基本理念>

すべての市民を対象に乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

<基本目標>

10年間にわたり健康寿命を延ばします。



3 港北区地域福祉保健計画の構成

港北区地域福祉保健計画は、区内13の連合町内会・地区社会福祉協議会ごとに定める「地区計画」と、「区全体計画」から構成されています。

ア 地区計画

その地区の住民が主体となり、地域の特性や資源を活かしながら、福祉保健を中心とした地区の生活課題について検討し、解決していくために策定・推進する計画です。

イ 区全体計画

区役所と区社協が中心となり、各地区計画での取組とも連携しながら、区域の福祉保健課題について検討し、解決していくために策定・推進する計画です。

地区計画と区全体計画は、それぞれ独立した計画ではありません。第3期計画の策定にあたっては、基本理念や計画推進の柱を共有しながら、地区計画と区全体計画を一体的に策定してきました。また、計画の推進にあたっては、相互に連携しながら取組を進めていきます。

